

《通行の制限品目・内容》

道路法施行令第19条の13の対象危険物	日本道路公団等公示内容					
1号 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第二条に規定する火薬類	1 火薬類及びびがん具煙火					
	項目	品名	車両の種類	要件		
				積載数量	その他	
【火薬類取締法 第二条】 この法律において「火薬類」とは、左に掲げる火薬、爆薬及び火工品をいう。			普通自動車及び四輪以上の小型自動車		火薬類取締法その他関係法令に定める事項を遵守すること。	
一 火薬	火薬		10キログラム以下			
イ 黒色火薬その他硝酸塩を主とする火薬		黒色火薬				
ロ 無煙火薬その他硝酸エステルを主とする火薬		無煙火薬				
ハ その他イ又はロに掲げる火薬と同等に推進的爆発の用途に供せられる火薬であつて経済産業省令で定めるもの 【火薬類取締法施行規則 第1条の2】 火薬類取締法第二条第一項第一号ハに規定する同号イまたはロに掲げる火薬と同等に推進的爆発の用途に供せられる火薬は、次の各号に掲げるものとする。 一 過塩素酸塩を主とする火薬 二 酸化鉛または過酸化バリウムを主とする火薬 三 臭素酸塩を主とする火薬 四 クロム酸鉛を主とする火薬						
	その他火薬類取締法に規定する火薬					
二 爆薬	爆薬		5キログラム以下			
イ 雷こう、アジ化鉛その他の起爆薬						
ロ 硝安爆薬、塩素酸カリ爆薬、カーリットその他硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬		カーリット 硝安爆薬				
ハ ニトログリセリン、ニトログリコール及び爆発の用途に供せられるその他の硝酸エステル						
ニ ダイナマイトその他の硝酸エステルを主とする爆薬		ダイナマイト				
ホ 爆発の用途に供せられるトリニトロベンゼン、トリニトロトルエン、ピクリン酸、トリニトロトルベンゼン、テトリル、トリニトロアニソール、ヘキサニトロジフェニルアミン、トリメチレントリニトロアミン、ニトロ基を三以上含むその他のニトロ化合物及びこれらを主とする爆薬		テトリル トリニトロトルエン トリメチレントリニトロアミン ピクリン酸				
ヘ 液体酸素爆薬その他の液体爆薬						
ト その他イからへまでに掲げる爆薬と同等に破壊的爆発の用途に供せられる爆薬であつて経済産業省令で定めるもの 【火薬類取締法施行規則 第1条の3】 法第二条第一項第二号トに規定する同号イからへまでに掲げる爆薬と同等に破壊的爆発の用途に供せられる爆薬は、左の各号に掲げるものとする。 一 爆発の用途に供せられる硝酸尿素及びこれを主とする爆薬 二 ジアゾジニトロフェノールを含み、かつ、無水けい酸を七十五パーセント以上含む爆薬 三 亜塩素酸ナトリウムを主とする爆薬						
	その他火薬類取締法に規定する爆薬					
三 火工品	火工品					
イ 工業雷管、電気雷管、銃用雷管及び信号雷管		工業雷管 電気雷管 信号雷管				100個以下
		導火管付き雷管				25個以下
		銃用雷管				10,000個以下
ロ 実包及び空包		実包 空包				1,000個以下
ハ 信管及び火管						
ニ 導爆線、導火線及び電気導火線		導爆線				100メートル以下
		制御発破用コード				20メートル以下
		導火線				2,000メートル以下
ホ 信号焰管及び信号火せん		信号えん管 信号火せん				100個以下
ヘ 煙火その他前二号に掲げる火薬又は爆薬を使用した火工品(経済産業省令で定めるものを除く。) 【火薬類取締法施行規則 第1条の4】 法第二条第一項第三号ヘの規定により火工品で法の適用を受けないものは、次の各号に掲げるものとする。 一 閃絡表示器(爆薬〇・〇二グラム以下のものに限る。以下この条において同じ。)及び五個以下の閃絡表示器を相互に連結したもの 二 避雷器遮断装置 三 経済産業大臣が告示で定める用途に用いる分岐管取付器(構造等が経済産業大臣が告示で定める技術上の基準に適合するものに限る。)であつて、火薬〇・八四グラム以下、爆薬〇・〇二四グラム以下のもの 四 ガス開放用せん孔器 五 自動車用エアバッグガス発生器 六 自動車用シートベルト引つ張り固定器 七 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの						
	その他火薬類取締法に規定する火工品					
	がん具煙火	がん具煙火		その原料を成す火薬10キログラム又は爆薬5キログラム以下		

道路法施行令第19条の13の対象危険物	日本道路公団等公示内容					
2号 高压ガス保安法 (昭和二十六年法律第二百四号) 第二条 に規定する高压ガス	2 高压ガス					
	表 示		車両の種類	要 件		
【高压ガス保安法 第二条】	項目	品 名		積載数量	容器の内容積	その他
<p>一 常用の温度において圧力(ゲージ圧力をいう。以下同じ。)が一メガパスカル以上となる圧縮ガスであつて現にその圧力が一メガパスカル以上であるもの又は温度三十五度において圧力が一メガパスカル以上となる圧縮ガス(圧縮アセチレンガスを除く。)</p> <p>二 常用の温度において圧力が〇・二メガパスカル以上となる圧縮アセチレンガスであつて現にその圧力が〇・二メガパスカル以上であるもの又は温度十五度において圧力が〇・二メガパスカル以上となる圧縮アセチレンガス</p> <p>三 常用の温度において圧力が〇・二メガパスカル以上となる液化ガスであつて現にその圧力が〇・二メガパスカル以上であるもの又は圧力が〇・二メガパスカルとなる場合の温度が三十五度以下である液化ガス</p> <p>四 前号に掲げるものを除くほか、温度三十五度において圧力零パスカルを超える液化ガスのうち、液化シアン化水素、液化ブロムメチル又はその他の液化ガスであつて、政令で定めるもの</p> <p>【高压ガス保安法施行令第1条】 高压ガス保安法(以下「法」という。)第二条第四号の政令で定める液化ガスは、次のとおりとする。 一 液化シアン化水素 二 液化ブロムメチル 三 液化酸化エチレン</p>	可燃性ガス及び毒性ガス	<p>※赤字は首都高のみ例示 青字はガスの種類 可:可燃性ガス 毒:毒性ガス 特:特殊高压ガス</p> <p>アクリロニトリル(可・毒) アクロレイン(可・毒) 亜酸化窒素 アセチレン(可) アセトアルデヒド(可) アルシン(可・毒・特) アンモニア(可・毒) イソブタン(可) 一酸化炭素(可・毒) エタン(可) エチルアミン(可) エチルベンゼン(可) エチレン(可) エチレンオキシド(可) (酸化エチレン) 塩化エチル(可) 塩化ビニル(可) 塩化メチル(可・毒) (クロルメチル) 塩素(毒) クロロブレン(毒) 五フッ化ヒ素(毒) 五フッ化リン(毒) 酸化プロピレン(可) 三フッ化窒素(毒) 三フッ化ホウ素(毒) 三フッ化リン(毒) シクロプロパン(可) ジエチルアミン(毒) 四フッ化硫黄(毒) 四フッ化ケイ素(毒) ジボラン(可・毒・特) ジメチルアミン(可) 臭化メチル(可・毒) (ブロムメチル) 水素(可) 石油ガス セレン化水素(可・毒・特) 天然ガス トリメチルアミン(可・毒) 二酸化硫黄(毒) (亜硫酸ガス) 二硫化炭素(可・毒) ブタジエン(可) ブタン(可) ブチレン(可) ふつ素(毒) プロパン(可) プロピレン(可) ベンゼン(可・毒) メタン(可) メチルエーテル(可) メルマルブタン モノゲルマン(可・毒・特) モノシラン(可・毒・特) モノメチルアミン(可・毒) 硫化水素(可・毒) 六フッ化硫黄 その他高压ガス保安法に規定する可燃性ガス及び毒性ガス</p>	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	圧縮ガスの場合は、ガス容積60立方メートル以下 液化ガスの場合は、600キログラム以下	120リットル未満	高压ガス保安法その他関係法令に定める事項を遵守すること。
	酸素	酸素				
	不活性ガス	アルゴン 空気 窒素 二酸化炭素 ネオン ヘリウム その他高压ガス保安法に規定する可燃性ガス、毒性ガス及び酸素以外のガス		圧縮ガスの場合は、ガス容積90立方メートル以下 液化ガスの場合は、18,000リットル以下	圧縮ガスの場合は、120リットル未満 液化ガスの場合は、18,000リットル以下	
	注 圧縮ガスのガス容積は、温度零度、ゲージ圧力零キログラム毎平方センチメートルの状態に換算したときの容積である。					
	注) 空港北トンネルにおいては、上表の要件その他の欄は「1 高压ガス保安法その他関係法令に定める事項を遵守すること。 2 水素を燃料とする車両で燃料の容器に水素が充てんされたものを運搬する場合にあっては、左記の要件は適用除外とする。ただし、運搬される車両が、道路運送車両法に基づく車両の保安基準又はそれと同等の基準を満たしており、かつ、燃料の容器が高压ガス保安法に基づく圧縮水素自動車燃料装置用容器等例示基準又はそれと同等の基準を満たしている場合に限る。」となっている					

道路法施行令第19条の13の対象危険物	日本道路公団等公示内容			
3号 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第二条第一項に規定する毒物・同法第二条第二項に規定する劇物	3 毒物又は劇物			
	表 示		車両の種類	要 件
	項目	品名		積載数量 其他
<p>【毒物及び劇物取締法 第二条第一項】</p> <p>この法律で「毒物」とは、別表第一に掲げる物であつて、医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。</p> <p>別表第一</p> <p>一 エチルパラニトロフェニルチオベンゼンホスホネイト(別名EPN)</p> <p>二 黄燐</p> <p>三 オクタクロルテトラヒドロメタノフタラン</p> <p>四 オクタメチルピロホスホルアミド(別名シユラーゲン)</p> <p>五 クラレー</p> <p>六 四アルキル鉛</p> <p>七 シアン化水素</p> <p>八 シアン化ナトリウム</p> <p>九 ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)</p> <p>十 ジニトロクレゾール</p> <p>十一 二・四ジニトロ一六(一メチル・プロピル)一フェノール</p> <p>十二 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジモン)</p> <p>十三 ジメチル(ジエチルアミド一クロルクロニル)一ホスフェイト</p> <p>十四 ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)</p> <p>十五 水銀</p> <p>十六 セレン</p> <p>十七 チオセミカルバジド</p> <p>十八 テトラエチルピロホスフェイト(別名TEPP)</p> <p>十九 ニコチン</p> <p>二十 ニツケルカルボニル</p> <p>二十一 砒素</p> <p>二十二 弗化水素</p> <p>二十三 ヘキサクロルエボキシオクタヒドロエンドジメタノフタリン(別名エンドリン)</p> <p>二十四 ヘキサクロルヘキサヒドロメタノベンゾキサチエピンオキサイド</p> <p>二十五 モノフルオール酢酸</p> <p>二十六 モノフルオール酢酸アミド</p> <p>二十七 硫化燐</p> <p>二十八 前各号に掲げる物のほか、前各号に掲げる物を含有する製剤その他の毒性を有する物であつて政令で定めるもの</p>	毒物	<p>フッ化水素</p> <p>フッ化水素を含有する製剤 無機シアン化合物を含有する 製剤(紺青、フェリシアン塩及 びフェロシアン塩のいずれか を含有する製剤を除く。)で液 体状のもの</p> <p>その他毒物及び劇物取締法 に規定する毒物であつて液体 状のもの</p>	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	1,000キログラム未満 毒物及び劇物取締法その他関係法令で定める事項を遵守すること。
<p>【毒物及び劇物取締法 第二条第二項】</p> <p>この法律で「劇物」とは、別表第二に掲げる物であつて、医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。</p> <p>別表第二</p> <p>一 アクリルニトリル</p> <p>二 アクロレイン</p> <p>三 アニリン</p> <p>四 アンモニア</p> <p>五 二一イソプロピル一四一メチルピリミジール一六一ジエチルチオホスフェイト(別名ダイアジノン)</p> <p>六 エチル一N(ジエチルジチオホスホリールアセチル)一N一メチルカルバメート</p> <p>七 エチレンクロルヒドリン</p> <p>八 塩化水素</p> <p>九 塩化第一水銀</p> <p>十 過酸化水素</p> <p>十一 過酸化ナトリウム</p> <p>十二 過酸化尿素</p> <p>十三 カリウム</p> <p>十四 カリウムナトリウム合金</p> <p>十五 クレゾール</p> <p>十六 クロルエチル</p> <p>十七 クロルスルホン酸</p> <p>十八 クロルピクリン</p> <p>十九 クロルメチル</p> <p>二十 クロロホルム</p> <p>二十一 硅弗化水素酸</p> <p>二十二 シアン酸ナトリウム</p> <p>二十三 ジエチル一四一クロルフェニルメルカプトメチルジチオホスフェイト</p> <p>二十四 ジエチル(二・四一ジクロルフェニル)一チオホスフェイト</p> <p>二十五 ジエチル一二・五一ジクロルフェニルメルカプトメチルジチオホスフェイト</p> <p>二十六 四塩化炭素</p> <p>二十七 シクロヘキシミド</p> <p>二十八 ジクロル酢酸</p> <p>二十九 ジクロルブチン</p> <p>三十 二・三一二(ジエチルジチオホスホロ)一パラジオキサン</p> <p>三十一 二・四一ジニトロ一六一シクロヘキシルフェノール</p> <p>三十二 二・四一ジニトロ一六(一メチルプロピル)一フェニルアセテート</p> <p>三十三 二・四一ジニトロ一六一メチルプロピルフェノールジメチルアクリレート</p>	劇物	<p>けいフッ化水素酸</p>	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	1,000キログラム未満 毒物及び劇物取締法その他関係法令で定める事項を遵守すること。

道路法施行令第19条の13の対象危険物	日本道路公団等公示内容				
	表 示		車両の種類	要 件	
	項目	品名		積載数量	その他
三十四 二・二ノジビリジリウム一・一ノエチレンジプロミド					
三十五 一・二ノジプロムエタン(別名EDB)					
三十六 ジプロムクロルプロパン(別名DBCP)					
三十七 三・五ノジプロム一四一ヒドロキシ一四ノ一ニトロアゾベンゼン					
三十八 ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト					
三十九 ジメチルエチルメルカプトエチルジチオホスフェイト(別名チオモン)					
四十 ジメチル一・二ノジクロルビニルホスフェイト(別名DDVP)					
四十一 ジメチルジチオホスホリルフェニル酢酸エチル					
四十二 ジメチルジプロムジクロルエチルホスフェイト					
四十三 ジメチルフタリルイミドメチルジチオホスフェイト					
四十四 ジメチルメチルカルバミルエチルチオエチルホスフェイト					
四十五 ジメチル一(N-メチルカルバミルメチル)一ジチオホスフェイト(別名ジメトエー ト)					
四十六 ジメチル一四一メチルメルカプト一三ーメチルフェニルチオホスフェイト					
四十七 ジメチル硫酸		ジメチル硫酸			
四十八 重クロム酸					
四十九 砒酸					
五十 臭素		臭素			
五十一 硝酸					
五十二 硝酸ナトリウム					
五十三 水酸化ナトリウム					
五十四 水酸化カルシウム					
五十五 スルホナール					
五十六 テトラエチルメチレンビスジチオホスフェイト					
五十七 トリエタノールアンモニウム一・二・四一ジニトロ一六一(一ーメチルプロピル)一フ エノラート					
五十八 トリクロル酢酸					
五十九 トリクロルヒドロキシエチルジメチルホスホネイト					
六十 トリチオシクロヘプタジエン一三・四・六・七ーテトラニトリル					
六十一 トルイジン					
六十二 ナトリウム					
六十三 ニトロベンゼン					
六十四 二硫化炭素					
六十五 発煙硫酸					
六十六 パラトルイレンジアミン					
六十七 パラフェニレンジアミン					
六十八 ピクリン酸。ただし、爆発薬を除く。					
六十九 ヒドロキシルアミン					
七十 フェノール					
七十一 プラストサイジンS					
七十二 プロムエチル					
七十三 プロム水素					
七十四 プロムメチル					
七十五 ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン(別名デイルドリ ン)					
七十六 一・二・三・四・五・六ーヘキサクロルシクロヘキサン(別名リンデン)					
七十七 ヘキサクロルヘキサヒドロジメタノナフタリン(別名アルドリン)					
七十八 ベタナフトール					
七十九 一・四・五・六・七ーペンタクロル一三a・四・七・七aーテトラヒドロ一四・七ー(八 八ージクロルメタノ)ーインデン(別名ヘプタクロール)					
八十 ペンタクロルフェノール(別名PCP)					
八十一 ホルムアルデヒド		ホルマリン(ホルムアルデヒド 1%以下を含有するものを除 く。)			
八十二 無水クロム酸					
八十三 メタノール					
八十四 メチルスルホナール					
八十五 N-メチル一ーナフチルカルバメート					
八十六 モノクロル酢酸					
八十七 沃化水素					
八十八 沃素					
八十九 硫酸					
九十 硫酸ナトリウム					
九十一 燐化亜鉛					
九十二 ロダン酢酸エチル					
九十三 ロテノン					
九十四 前各号に掲げる物のほか、前各号に掲げる物を含有する製剤その他の劇性を有 する物であつて政令で定めるもの		アンモニアを含有する製剤(ア ンモニア10%以下を含有する ものを除く。)			
		その他毒物及び劇物取締法 に規定する劇物であつて液体 状のもの(次に掲げるものを除 く。) 1 水酸化トリアルキル錫、そ の塩類及びこれらの無水物並 びにこれらのいずれかを含有 する製剤 2 ロダン酢酸エチル及びこれ を含有する製剤			

道路法施行令第19条の13の対象危険物			日本道路公団等公示内容					
4号 毒物及び劇物以外の物品で、クロルアセトフェノン、モノクロルアセトンその他これらと同程度以上の毒性を有するもの								
5号 消防法第二条第七項に規定する危険物(同法別表に掲げる第四類の危険物にあつては、危険物の規制に関する政令(昭和三十三年政令第三百六号)第一条の六に規定する引火点を測定する試験において、一気圧において、引火点が七十度未満の温度で測定されるものに限る。)			4 消防法別表に掲げるもの					
【消防法第二条第七項】			表 示		要件			
危険物とは、別表第一の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。			項目	品 名	性状等	車両の種類	積載数量	その他
別表第一(第二条、第十条、第十一条の四関係)						普通自動車及び四輪以上の小型自動車		
第一類	酸化性固体	品名 一 塩素酸塩類 二 過塩素酸塩類 三 無機過酸化物 四 亜塩素酸塩類 五 臭素酸塩類 六 硝酸塩類 七 よう素酸塩類 八 過マンガン酸塩類 九 重クロム酸塩類 十 その他のもので政令で定めるもの 【危険物の規制に関する政令 第1条第1項】 消防法(以下「法」という。)別表第一第一類の項第十号の政令で定めるものは、次のとおりとする。 一 過よう素酸塩類 二 過よう素酸 三 クロム、鉛又はよう素の酸化物 四 亜硝酸塩類 五 次亜塩素酸塩類 六 塩素化インシアヌル酸 七 ペルオキシ二硫酸塩類 八 ペルオキシほう酸塩類 十一 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの	第一類・酸化性固体	塩素酸塩類 過塩素酸塩類 無機過酸化物 亜塩素酸塩類 臭素酸塩類 硝酸塩類 よう素酸塩類 過マンガン酸塩類 重クロム酸塩類 その他のもので危険物の規制に関する政令第1条第1項に定めるもの 前記に掲げるもののいずれかを含有するもの	項目欄に掲げる第一類・酸化性固体とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表備考第1号に掲げる性状を示すものとする。		第一種酸化性固体 50キログラム未満 第二種酸化性固体 300キログラム未満 第三種酸化性固体 1,000キログラム未満	消防法その他関係法令で定める事項を遵守すること。
第二類	可燃性固体	一 硫化りん 二 赤りん 三 硫黄 四 鉄粉 五 金属粉 六 マグネシウム 七 その他のもので政令で定めるもの 八 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの 九 引火性固体	第二類・可燃性固体	硫化りん 赤りん 硫黄 鉄粉 金属粉 マグネシウム 前記に掲げるもののいずれかを含有するもの 引火性固体	①項目欄に掲げる第二類・可燃性固体とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表備考第2号に掲げる性状又は引火性を示すものとする。ただし、硫化りん、赤りん、硫黄及び鉄粉は、同表備考第4号によるものとする。 ②その他品名欄に掲げる物質については、消防法別表備考第3号及び第5号から第7号までによるものとする。		100キログラム未満 500キログラム未満 第一種可燃性固体 100キログラム未満 第二種可燃性固体 501キログラム未満 1,000キログラム未満	
第三類	自然発火性物質及び禁水性物質	一 カリウム 二 ナトリウム 三 アルキルアルミニウム 四 アルキルリチウム 五 黄りん 六 アルカリ金属(カリウム及びナトリウムを除く。)及びアルカリ土類金属 七 有機金属化合物(アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く。) 八 金属の水素化物 九 金属のりん化物 十 カルシウム又はアルミニウムの炭化物 十一 その他のもので政令で定めるもの 【危険物の規制に関する政令 第1条第2項】 法別表第一第三類の項第十一号の政令で定めるものは、塩素化けい素化合物とする。 十二 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの	第三類・自然発火性物質及び禁水性物質	カリウム ナトリウム アルキルアルミニウム アルキルリチウム 黄りん アルカリ金属(カリウム及びナトリウムを除く。) アルカリ土類金属 有機金属化合物(アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く。) 金属の水素化物 金属のりん化物 カルシウム又はアルミニウムの炭化物 その他のもので危険物の規制に関する政令第1条第2項に定めるもの 前記に掲げるもののいずれかを含有するもの	項目欄に掲げる第三類・自然発火性物質及び禁水性物質とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表備考第8号に掲げる性状を示すものとする。ただし、カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんは、同表備考第9号によるものとする。		10キログラム未満 20キログラム未満 第一種自然発火性物質及び禁水性物質 10キログラム未満 第二種自然発火性物質及び禁水性物質 50キログラム未満 第三種自然発火性物質及び禁水性物質 300キログラム未満	
第四類	引火性液体	一 特殊引火物 二 第一石油類 三 アルコール類 四 第二石油類 五 第三石油類 六 第四石油類 七 動植物油類	第四類・引火性液体	特殊引火物 第一石油類 アルコール類 第二石油類	①項目欄に掲げる第四類・引火性液体とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表備考第10号に掲げる引火性を示すものとする。 ②その他品名欄に掲げる物質については、消防法別表備考第11号から第14号までによるものとする。		50リットル未満 非水溶性液体 200リットル未満 水溶性液体 400リットル未満 400リットル未満 非水溶性液体 1,000リットル未満 水溶性液体 2,000リットル未満	

道路法施行令第19条の13の対象危険物			日本道路公団等公示内容		
第五類 自己反応性物質	一 有機過酸化物	第五類・ 自己反応性物質	有機過酸化物	①項目欄に掲げる第五類・自己反応性物質とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表備考第18号に掲げる性状を示すものとする。 ②品名欄に掲げる「前記に掲げるもののいずれかを含有するもの」については、消防法別表備考第19号によるものとする。	第一種自己反応性物質 10キログラム未満 第二種自己反応性物質 100キログラム未満
	二 硝酸エステル類		硝酸エステル類		
	三 ニトロ化合物		ニトロ化合物		
	四 ニトロソ化合物		ニトロソ化合物		
	五 アゾ化合物		アゾ化合物		
	六 ジアゾ化合物		ジアゾ化合物		
	七 ヒドラジンの誘導体		ヒドラジンの誘導体		
	八 ヒドロキシルアミン		ヒドロキシルアミン		
	九 ヒドロキシルアミン塩類		ヒドロキシルアミン塩類		
	十 その他のもので政令で定めるもの 【危険物の規制に関する政令 第1条第3項】 法別表第一第五類の項第十号の政令で定めるものは、次のとおりとする。 一 金属のアジ化物 二 硝酸グアニジン		その他のもので危険物の規制に関する政令第1条第3項に定めるもの		
	十一 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの		前記に掲げるもののいずれかを含有するもの		
第六類 酸化性液体	一 過塩素酸	第六類・ 酸化性液体	過塩素酸	項目欄に掲げる第六類・酸化性液体とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表備考第20号に掲げる性状を示すものとする。	300キログラム未満
	二 過酸化水素		過酸化水素		
	三 硝酸		硝酸		
	四 その他のもので政令で定めるもの 【危険物の規制に関する政令 第1条第4項】 法別表第一第六類の項第四号の政令で定めるものは、ハロゲン間化合物とする。		その他のもので危険物の規制に関する政令第1条第4項に定めるもの		
	五 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの		前記に掲げるもののいずれかを含有するもの		
			注1 性状等欄に掲げる性状の二以上を有する物品については、消防法別表備考第21号によるものとする。 注2 積載数量の欄に掲げる種別は、危険物の規制に関する政令別表第3備考各号に定める分類をいう。		

道路法施行令第19条の13の対象危険物		日本道路公団等公示内容				
6号 四塩化けい素、オキソ塩化りんその他これらと同程度以上の腐食性を有するもの		5 腐食性を有する物質				
		表 示		要 件		
		項目	品 名	車両の種類	積載数量	その他
		腐食性を有する物質	ナトリウムアミド	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	200キログラム未満	関係法令に定める事項を遵守すること。
			塩化スルフルル		400キログラム未満	

道路法施行令第19条の13の対象危険物		日本道路公団等公示内容				
7号 マッチ		6 マッチ				
		表 示		要 件		
		項目	品 名	車両の種類	積載数量	その他
		マッチ	マッチ	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	50キログラム以下	関係法令に定める事項を遵守すること。

道路法施行令第19条の13の対象危険物		日本道路公団等公示内容			
8号 令19条の12第2号(火薬類以外の物品で、アセチレン銅、ジアゾメタンその他これらと同程度以上の爆発性を有するもの)及び第5号(危険物以外の物品で、塩化アセチレン、ジシランその他水又は空気と作用してこれらと同程度以上の発火性を有するもの)					

		注1 別表第2の品名欄に掲げる物質は、別表第1に掲げる物質を含まないものとする。 注2 別表第2の1～4の品名欄に掲げる物質で、1～4の二以上に重複するものは、積載数量の厳しい方に含まれるものとする。 注3 「車両の種類」は、道路運送車両法(昭和26年法律第183号)第3条に定めるところによる。 注4 別表第2の品名欄に掲げる品名の異なる危険物等を運搬するときの数量は、品名ごとの危険物等の運搬しようとする数量を、それぞれ当該品名で定める積載数量で除し、それらの商を加えた和が1となる数量とする。			
--	--	--	--	--	--